



JUトレード 利用細則

J Uトレード利用細則

第1章 総 則

第1条 目的と定義

- 1 この利用細則は、J Uトレード運営規程（以下、「運営規程」という）第19条に基づき、J Uトレード会員およびJ Uナビ会員によるJ Uトレードの利用上の細目を定めることを目的とする。
- 2 この利用細則の用語の意義は、運営規程で定義されたものと同一とする。

第2条 J Uトレード会員の入会条件と入会手続

- 1 J Uトレード会員となろうとする者は次の条件に適合しなければならない。
 - ① J U中販連が提携する損害保険会社の紹介会員もしくは提携団体などに所属していること。
 - ② その他、J UCが別途定める入会条件に適合していること。
- 2 J Uトレードへの入会手続は、J UCに対しJ Uトレード参加申込書兼誓約書（以下、「申込書等」という）を提出し、J UCがこれを受理、承認することにより完了する。

第3条 会員IDおよびパスワードの管理

- 1 J UCは、J Uトレードへの加入を承認した会員に対し、本人に交付する方法で、会員IDおよびパスワードを付与する。
- 2 J Uトレード会員は、J UCから付与された会員IDおよびパスワードを他に漏洩してはならない。
- 3 J UCは、J Uトレード会員の手元から会員IDおよびパスワードが漏洩したことによる（理由の如何を問わない）被害に対し一切責任を負わない。
- 4 J UCは、J Uトレード会員が会員資格を喪失したときは、当該会員に通知することなく直ちに会員IDおよびパスワードの登録を抹消する方法でJ Uトレードへの参加を停止することができる。

第2章 利用料金・落札料・会費

第4条 J Uリアル~~ネット~~の利用料金と落札料

- 1 J Uトレード会員は、J Uリアル~~ネット~~で車両を落札したときは、J UCに対し、次のようにして落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

① 落札料：

車両を落札した場合に支払うものとし、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

② JUC指定業者による陸送手配・物品販売：

上記①と同様の方法により落札者に請求し、回収する。

- 2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（一部除く・消費税別）とする。
ただし、JUNABI会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

第5条 JUC入札ネットの利用料金と落札料

- 1 JUCトレード会員は、JUC入札ネット~~ネット~~で車両を落札したときは、JUCに対し、次のようにして入札料、落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。

① 入札料：

入札する出品車両1台ごとに支払を要するものとし、入札を取り消した場合でも支払を免除されない。ただし、出品情報が訂正されてシステム上で入札が取り消されたときは、入札料の支払は免除される。

入札料の支払は、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

② 落札料：

車両を落札した場合に支払うものとし、JUCが落札車両代金等とともに落札者に請求し、回収する。

③ JUC指定業者による陸送手配・物品販売：

上記①②と同様の方法により落札者に請求し、回収する。

- 2 前項の入札料および落札料の額は次のとおりとする。

手数料の種類	金 額
入 札 料	400円／台（消費税込）
落 札 料	16,500円／台（一部除く・消費税別）

ただし、JUNABI会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

第6条 即落サポートの落札料等

- 1 JUCトレード会員は、即落サポートによって車両を落札したときは、JUCに対し、第4条1項①②と同様の方法により落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。
- 2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（一部除く・消費税別）とする。
ただし、JUNABI会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円、またJU会場については13,800円（一部除く・消費税別）とする。

第7条 J Uテントリ・J Uチャンスの落札料等

- 1 J Uトレード会員は、J Uテントリ・J Uチャンスによって車両を落札したときは、J U Cに対し、第4条1項①②と同様の方法により落札料および陸送手配・物品販売等の代金を支払わなくてはならない。
- 2 前項の落札料の額は、落札1台につき16,500円（消費税別）とする。
ただし、J Uナビ会員が落札した場合の落札料の額は、落札1台につき15,000円（他共有在庫除く・消費税別）とする。

第8条 落札者の責に帰すべき解約の場合

J Uトレード会員は、車両の落札が自己の責に帰すべき事由によって解約となったときは、J U Cに対して次の区分に従って解約料などを支払わなくてはならない。

- 1 J Uリアルネット、J U入札ネット、即落サポート（J Uオークション会場）：
1台につき50,000円＋当該会場の出品料・成約料＋J Uトレード落札料の相当額の解約料。なお、ペナルティー金額については、落札金額が500万円以上1000万円未満の場合10万円とし、落札金額が1000万円以上の場合は15万円とする。
- 2 J Uリアルネット、J U入札ネット、即落サポート（J Uオークション以外の会場）：
当該会場のペナルティー＋当該会場の出品料・成約料＋J Uトレード落札料の相当額の解約料。
- 3 J Uテントリ・J Uチャンス：
1台につき50,000円＋成約料＋落札料＋J U Cが認める諸経費。

第9条 利用料金・落札料等の支払期限

- 1 J Uトレード会員は、落札日または解約日（初日を参入する）から5日以内に、第4条から第8条の落札代金等をJ U Cに対して支払わなくてはならない。
- 2 本条1項の期間計算には、期間中の日曜日および祝祭日を参入する。かつ、最終日がそれらの日または金融機関の休日に当たるときは、その前の営業日を最終期限とする。ただし、本条1項の落札日または解約日が水曜日および木曜日の場合においては、最終日が日曜日および祝祭日、または金融機関の休日に当たるとき、その後の営業日を最終期限とする。
- 3 J Uトレード会員は、J U Cが参加会場に対して落札代金等を支払っていないことを理由に前項の支払を拒み、もしくは遅延させることができない。

第10条 額の改定

J U Cは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、第4条から第8条までの落札料、解約料等の額を適宜改定することができる。

第3章 落札車の名義変更等通知

第11条 落札車の名義変更等の通知期限

- 1 JUトレード会員は、JUトレードによって車両を落札したときは、落札日の翌月末日前営業日までに、名義変更等の通知をJUCに実施しなければならない。ただし、落札車の名義変更等の通知について当該会場が別に認めた期限があるときは、その期限を優先する。ただし、抹消登録をしたときは抹消日から3日以内に提出する。
- 2 前項に掲げる登録完了証明書とは、陸運支局が発行した車検証（電子の場合は自動車検査証記録事項も添付）・抹消謄本・現在登録証明書のいずれかの写しとする。なお、同証明書の提出については、JUトレード会員が証明しなくてはならない。

第4章 その他

第12条 改正

JUCは、経済事情の変動、その他一切の事情を考慮して必要と認めたときは、中商連理事長の承認を得たうえで、この利用細則を適宜改正できるものとし、改正をしたときは速やかにその内容をネット会員に通知する。

第13条 附則

この利用細則は、平成25年6月1日から施行する。

平成25年10月7日 一部改正

平成27年5月8日 一部改正

平成29年1月16日 一部改正

令和2年10月5日 一部改正

令和6年9月1日 一部改正

令和7年4月1日 一部改正

以上